

教育職員免許法等の改正と 新しい教職課程への期待

平成30年12月20日

平成30年度教職課程認定申請に関する事務担当者説明会

文部科学省 総合教育政策局
教育人材政策課 教員免許企画室



文部科学省

教員養成に関する近年の政策動向について

教員養成に関する課題

必要単位数が法律に規定されており、新たな教育課題が生じても速やかな単位数の変更が困難

学校現場の状況の変化や教育を巡る環境の変化に対応した教職課程になっていない

大学教員の研究的関心に偏った授業が展開される傾向があり、教員として必要な学修が行われていない

これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について
(平成27年12月中央教育審議会答申)

- 教職課程の科目区分の大括り化
- 新たな教育課題等への対応するための履修内容の充実
- 教職課程コアカリキュラムの作成

教育職員免許法の改正 (平成28年11月)

- 「教科に関する科目(大学レベルの学問的・専門的内容)」、
「教職に関する科目(児童生徒への指導法等)」等の科目区分を統合



教育職員免許法施行規則の改正 (平成29年11月)

- 学校現場で必要とされる知識や技能を養成課程で獲得できるよう、
教職課程の内容を充実。
- あわせて、省令上の科目区分も大括り化し、大学の判断で、
教科に関する専門的な内容とその指導法等の複数の事項の
内容を組み合わせた授業を行うことを可能に。



教職課程コアカリキュラムの作成 (平成29年11月)

- 教育職員免許法及び同施行規則に基づき全国すべての大学の
教職課程で共通的に修得すべき資質能力を明確化。
- 大学(養成)、教育委員会等(採用・研修)、文部科学省(行政)等の
関係者が活用することにより全国的な教員の資質能力の水準向上。

免許法改正のイメージ(小学校教諭1種免許状の場合)

(改正前)

教科に関する科目	○単位
教職に関する科目	○単位
教科又は教職に関する科目	○単位



(改正後)

教科及び教職に関する科目 ○単位

教職課程に新たに加える内容の例

- ・ 特別支援教育の充実
- ・ 総合的な学習の時間の指導法
- ・ 学校体験活動
- ・ アクティブ・ラーニングの視点に立った授業改善
- ・ ICTを用いた指導法
- ・ 外国語教育の充実
- ・ チーム学校への対応
- ・ 学校安全への対応
- ・ 学校と地域との連携
- ・ 道德教育の充実
- ・ キャリア教育 等

教職課程コアカリキュラムの例(各教科の指導法の場合)

全体目標	教科における教育目標等について理解し、学習指導要領の内容と背景となる学問とを関連させて理解を深めるとともに、授業設計を行う方法を身に付ける。
一般目標	具体的な授業場面を想定した授業設計を行う方法を身に付ける。
到達目標	学習指導案の構成を理解し、具体的な授業を想定した授業計画と学習指導案を作成できる。 模擬授業の実施とその振り返りを通して、授業改善の視点を身に付けている。

教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令について(概要)

0. 教育職員免許法の改正(平成28年11月)

法律上の科目区分を統合(総単位数は変更なし)

【教諭】 ①教科に関する科目、②教職に関する科目、③教科又は教職に関する科目 ⇒ 教科及び教職に関する科目

【養護教諭】 ①養護に関する科目、②教職に関する科目、③養護又は教職に関する科目 ⇒ 養護及び教職に関する科目

【栄養教諭】 ①栄養に係る教育に関する科目、②教職に関する科目、③栄養に係る教育又は教職に関する科目 ⇒ 栄養に係る教育及び教職に関する科目

1. 施行規則改正の基本的な考え方

平成27年12月21日中央教育審議会答申「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について」で示された教職課程の見直しのイメージに基づき、科目及び科目に含めることが必要な事項を改める。養護教諭・栄養教諭は教諭の見直しのイメージを準用する。

2. 施行規則上の科目区分の大括り化

【教諭】現行は8つの科目(法律上の科目区分を含む)

- ①教科及び教科の指導法に関する科目(領域及び保育内容の指導法に関する科目)、②教育の基礎的理解に関する科目、
- ③道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目、④教育実践に関する科目、
- ⑤大学が独自に設定する科目

※①については、教科(領域)の内容と指導法を併せて取り扱う科目の開設が可能に。

【養護教諭/栄養教諭】現行は8つの科目(法律上の科目区分を含む)

- ①養護/栄養に係る教育に関する科目、②教育の基礎的理解に関する科目、
- ③道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目、④教育実践に関する科目、
- ⑤大学が独自に設定する科目

3. 施行規則上の事項の改正

<新たに独立した事項を設けるもの>

特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解(1単位以上修得)、総合的な学習の時間の指導法

<事項の内容を追加するもの>

チーム学校への対応、学校と地域との連携、学校安全への対応、カリキュラム・マネジメント、キャリア教育

※保育内容の指導法、各教科の指導法、教育課程の意義及び編成の方法、教育の方法及び技術、道徳の理論及び指導法、総合的な学習の時間の指導法、特別活動の指導法にはアクティブ・ラーニングの視点等を取り入れること

各教科・保育内容の指導法については、情報機器及び教材の活用を含むこととする

<大学の判断により事項に加えることを可能とした内容>

学校インターンシップ(学校体験活動)(幼稚園・小学校・中学校の教諭、養護教諭は2単位まで。高等学校教諭、特別支援学校教諭は1単位まで。)※教育実習に学校体験活動の単位を含めた場合、他の学校種の免許状取得における教育実習の単位の流用はできない。

4. 幼稚園教諭

- 教科に関する科目(小学校の国語、算数、生活、音楽、図画工作、体育)
 - 領域に関する専門的事項(幼稚園教育要領で定める健康、人間関係、環境、言葉、表現)
 - ※平成34年度までは従来の小学校教科による開設も可能とする(10. 附則参照)

5. 小学校教諭

- 教科に関する専門的事項に外国語を追加
- 各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)の履修方法
 - 専修免許状・一種免許状 国語(書写を含む。)、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育、外国語についてそれぞれ1単位以上
 - 二種免許状 上記のうち6以上(音楽、図画工作、体育のうち2以上を含む)についてそれぞれ1単位以上

6. 中学校教諭

- 教科に関する専門的事項のうち英語において「英米文学」を「英語文学」に改める
- 各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)の履修方法
 - 専修免許状・一種免許状 受けようとする免許教科について8単位以上
 - 二種免許状 受けようとする免許教科について2単位以上

7. 高等学校教諭

- 教科に関する専門的事項のうち英語において「英米文学」を「英語文学」に改める
- 各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)の履修方法
 - 専修免許状・一種免許状 受けようとする免許教科について4単位以上

8. 大学が独自に設定する科目(教諭)

【教諭】※下線部は新たに追加するもの

- 専修免許状
 - ①教科(領域)に関する専門的事項、
 - ②各教科(保育内容の指導法)、教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目、教育実践に関する科目(以下、旧教職に関する科目)
- 一種免許状・二種免許状
 - ①教科(領域)に関する専門的事項、②旧教職に関する科目、
 - ③教科(領域)に関する専門的事項に準ずる事項、④旧教職に関する科目に準ずる科目

8. 大学が独自に設定する科目(養護教諭・栄養教諭)

【養護教諭】※下線部は新たに追加するもの

専修免許状

- ①養護に関する科目、
- ②教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目、教育実践に関する科目(以下、旧教職に関する科目)

一種免許状・二種免許状

- ①養護に関する科目、②旧教職に関する科目、
- ③養護に関する科目に準ずる科目、④旧教職に関する科目に準ずる科目

【栄養教諭】

専修免許状

- ①栄養に係る教育に関する科目、②旧教職に関する科目
- ③栄養に係る教育に関する科目に準ずる科目

9. その他の改正事項

○科目名事項名の改正に伴い、学力に関する証明書等の別記様式を改める。

10. 附則

○施行期日 平成31年4月1日(一部については公布日施行)

- 経過措置
- ①改正前の教職課程(旧課程)で修得した教科(領域)に関する専門的事項の単位のうち、改正後の教職課程(新課程)を有する大学が適当であると認めるものは、新課程で修得した教科(領域)に関する専門的事項の単位とみなすことができる。
 - ②旧課程で修得した教職に関する科目の単位については、それぞれ対応する新課程における科目の単位とみなすことができる。
 - ③旧課程で修得した教科又は教職に関する科目、養護に関する科目、養護又は教職に関する科目、栄養に係る教育に関する科目、栄養に係る教育又は教職に関する科目の単位は、それぞれ、新課程で修得した大学が独自に設定する科目、養護に関する科目、大学が独自に設定する科目、栄養に係る教育に関する科目、大学が独自に設定する科目とみなすことができる。
 - ④平成31年4月1日前に教職課程に在籍した者は、当該大学を卒業するまでは、この省令に関わらず従来の規定により、免許状授与の所要資格を得ることができる。
 - ⑤平成31年4月1日前に幼稚園教諭の普通免許状の授与の所要資格を得させるための課程として認定を受けた課程については、平成34年度までは、この省令に関わらず、領域に関する専門的事項に係る単位の修得方法は、小学校の国語、算数、生活、音楽、図画工作、体育の教科に関する専門的事項に係る単位を修得することができることとする。

【幼稚園】

現 行

見直しのイメージ

■の事項は備考において単位数を設定

		各科目に含めることが必要な事項	専修	一種	二種
教科に関する科目			6	6	4
教職に関する科目	教職の意義等に関する科目	教職の意義及び教員の役割			
		教員の職務内容(研修、服務及び身分保障等を含む。)	2	2	2
		進路選択に資する各種の機会の提供等			
	教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想			
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。)	6	6	4
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項			
	教育課程及び指導法に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法			
		保育内容の指導法	18	18	12
		教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)			
	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	幼児理解の理論及び方法			
教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)		2	2	2	
教育実習		5	5	5	
教職実践演習		2	2	2	
教科又は教職に関する科目			34	10	0
			75	51	31

		各科目に含めることが必要な事項	専修	一種	二種
領域及び保育内容の指導法に関する科目		イ 領域に関する専門的事項 ロ 保育内容の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)	16	16	12
教育の基礎的理解に関する科目		イ 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ロ 教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校への対応を含む。) ハ 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。) ニ 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 ホ ■特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解(1単位以上修得) ヘ 教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	10	10	6
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目		イ 教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。) ロ 幼児理解の理論及び方法 ハ 教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)	4	4	4
教育実践に関する科目		イ ■教育実習(学校インターンシップ(学校体験活動)を2単位まで含むことができる。)(5単位) ロ ■教職実践演習(2単位)	7	7	7
大学が独自に設定する科目			38	14	2
			75	51	31

※「教科に関する科目」、「教職に関する科目」、「教科又は教職に関する科目」の3区分は廃止し、総単位数以外は全て省令において規定。

※「領域及び保育内容の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」においては、アクティブ・ラーニングの視点等を取り入れること。

※教育実習に学校インターンシップ(2単位)を含む場合には、他の学校種の免許状取得における教育実習の単位流用(3単位)を認めない。

現 行

見 直 し の イ メ ー ジ

■の事項は備考において単位数を設定

各科目に含めることが必要な事項		専修	一種	二種	
教科に関する科目 ※国語(書写を含む。)、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育のうち一以上について修得すること		9	8	4	
教職に関する科目	教職の意義及び教員の役割				
	教員の職務内容(研修、服務及び身分保障等を含む。)	2	2	2	
	進路選択に資する各種の機会の提供等				
	教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想			
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。)	6	6	4
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項				
	教育課程及び指導法に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法			
		各教科の指導法(一種:2単位×9教科、二種:2単位×6教科)			
		道徳の指導法(一種:2単位、二種:1単位)	22	22	14
		特別活動の指導法			
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)				
	生徒指導の理論及び方法				
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)	4	4	4	
進路指導の理論及び方法					
教育実習	5	5	5		
教職実践演習	2	2	2		
教科又は教職に関する科目	34	10	2		
	83	59	37		

各科目に含めることが必要な事項		専修	一種	二種
教科及び教科の指導法に関する科目 イ 教科に関する専門的事項※「外国語」を追加。 ロ ■各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)(各教科それぞれ1単位以上修得) ※「外国語の指導法」を追加。		30	30	16
教育の基礎的理解に関する科目 イ 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ロ 教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校への対応を含む。) ハ 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。) ニ 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 ホ ■特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解(1単位以上修得) ヘ 教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)		10	10	6
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 イ ■道徳の理論及び指導法(一種:2単位、二種:1単位) ロ 総合的な学習の時間の指導法 ハ 特別活動の指導法 ニ 教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。) ホ 生徒指導の理論及び方法 ヘ 教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)		10	10	6
教育実践に関する科目 イ ■教育実習(学校インターンシップ(学校体験活動)を2単位まで含むことができる。)(5単位) ロ ■教職実践演習(2単位)		7	7	7
大学が独自に設定する科目		26	2	2
		83	59	37

※「教科に関する科目」、「教職に関する科目」、「教科又は教職に関する科目」の3区分は廃止し、総単位数以外は全て省令において規定。

※「教科及び教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」においては、アクティブ・ラーニングの視点等を取り入れること。

※教育実習に学校インターンシップ(2単位)を含む場合には、他の学校種の免許状取得における教育実習の単位流用(3単位)を認めない。

現 行

見 直 し の イ メ ー ジ

■の事項は備考において単位数を設定

		各科目に含めることが必要な事項			
		専修	一種	二種	
教科に関する科目		20	20	10	
教職に関する科目	教職の意義及び教員の役割				
	教員の職務内容(研修、服務及び身分保障等を含む。)	2	2	2	
	進路選択に資する各種の機会の提供等				
	教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想			
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。)	6	6	4
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項				
	教育課程及び指導法に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法			
		各教科の指導法			
		道徳の指導法(一種:2単位、二種:1単位)	12	12	4
		特別活動の指導法			
	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)			
		生徒指導の理論及び方法			
		教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)	4	4	4
進路指導の理論及び方法					
教育実習	5	5	5		
教職実践演習	2	2	2		
教科又は教職に関する科目	32	8	4		
		83	59	35	

		各科目に含めることが必要な事項			
		専修	一種	二種	
教科及び教科の指導法に関する科目		28	28	12	
教職に関する科目	イ 教科に関する専門的事項 ロ ■各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)(一定の単位数以上修得すること)				
	イ 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ロ 教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校への対応を含む。) ハ 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)				
	ニ 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 ホ ■特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解(1単位以上修得) ヘ 教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	10	10	6	
	イ ■道徳の理論及び指導法(一種:2単位、二種:1単位) ロ 総合的な学習の時間の指導法 ハ 特別活動の指導法 ニ 教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。) ホ 生徒指導の理論及び方法 ヘ 教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)				
	ト 進路指導(キャリア教育に関する基礎的な事項を含む。)	10	10	6	
	イ ■教育実習(学校インターンシップ(学校体験活動)を2単位まで含むことができる。)(5単位) ロ ■教職実践演習(2単位)	7	7	7	
	大学が独自に設定する科目	28	4	4	
			83	59	35

※「教科に関する科目」、「教職に関する科目」、「教科又は教職に関する科目」の3区分は廃止し、総単位数以外は全て省令において規定。

※「教科及び教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」においては、アクティブ・ラーニングの視点等を取り入れること。

※教育実習に学校インターンシップ(2単位)を含む場合には、他の学校種の免許状取得における教育実習の単位流用(3単位)を認めない。

現 行

見直しのイメージ

■の事項は備考において単位数を設定

		各科目に含めることが必要な事項		専修	一種			各科目に含めることが必要な事項		専修	一種				
教科に関する科目				20	20	教科及び教科の指導法に関する科目		イ 教科に関する専門的事項 ロ ■各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)(一定の単位数以上修得すること)		24	24				
教職に関する科目	教職の意義等に関する科目	教職の意義及び教員の役割		2	2	教育の基礎的理解に関する科目	イ 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ロ 教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校への対応を含む。) ハ 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。) ニ 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 ホ ■特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解(1単位以上修得) ヘ 教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	イ 総合的な学習の時間の指導法 ロ 特別活動の指導法 ハ 教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。) ニ 生徒指導の理論及び方法 ホ 教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法 ヘ 進路指導(キャリア教育に関する基礎的な事項を含む。)の理論及び方法	8	8					
		教員の職務内容(研修、サービス及び身分保障等を含む。)													
		進路選択に資する各種の機会の提供等													
	教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想		6	6										
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。)													
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項													
	教育課程及び指導法に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法		6	6						道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	イ ■教育実習(学校インターンシップ(学校体験活動)を1単位まで含むことができる。)(3単位) ロ ■教職実践演習(2単位)	イ 教育実習(学校インターンシップ(学校体験活動)を1単位まで含むことができる。)(3単位) ロ ■教職実践演習(2単位)	5	5
		各教科の指導法													
		特別活動の指導法													
		教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)													
	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	生徒指導の理論及び方法		4	4										
		教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法													
進路指導の理論及び方法															
教育実習		3	3	教育実践に関する科目		イ ■教育実習(学校インターンシップ(学校体験活動)を1単位まで含むことができる。)(3単位) ロ ■教職実践演習(2単位)		5	5						
教職実践演習		2	2	大学が独自に設定する科目				36	12						
教科又は教職に関する科目		40	16	83	59			83	59						

※「教科に関する科目」、「教職に関する科目」、「教科又は教職に関する科目」の3区分は廃止し、総単位数以外は全て省令において規定。

※「教科及び教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」においては、アクティブ・ラーニングの視点等を取り入れること。

※教育実習に学校インターンシップ(1単位)を含む場合には、他の学校種の免許状取得における教育実習の単位流用(2単位)を認めない。

【養護教諭】

現 行

		各科目に含めることが必要な事項	専修	一種	二種
養護に関する科目		衛生学及び公衆衛生学(予防医学を含む。)	4	4	2
		学校保健	2	2	1
		養護概説	2	2	1
		健康相談活動の理論及び方法	2	2	2
		栄養学(食品学を含む。)	2	2	2
		解剖学及び生理学	2	2	2
		「微生物学、免疫学、薬理概論」	2	2	2
		精神保健	2	2	2
	看護学(臨床実習及び救急処置を含む。)	10	10	10	
教職に関する科目	教職の意義等に関する科目	教職の意義及び教員の役割			
		教員の職務内容(研修、服務及び身分保障等を含む。)	2	2	2
		進路選択に資する各種の機会の提供等			
	教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想			
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。)	4	4	2
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項			
	教育課程に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法			
		道徳及び特別活動に関する内容 教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	4	4	2
	生徒指導及び教育相談に関する科目	生徒指導の理論及び方法			
		教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)	4	4	2
	養護実習	5	5	4	
	教職実践演習	2	2	2	
養護又は教職に関する科目		31	7	4	
		80	56	42	

見直し(案)

■の事項は備考において単位数を設定

		各科目に含めることが必要な事項	専修	一種	二種
養護に関する科目		衛生学及び公衆衛生学(予防医学を含む。)	4	4	2
		学校保健	2	2	1
		養護概説	2	2	1
		健康相談活動の理論及び方法	2	2	2
		栄養学(食品学を含む。)	2	2	2
		解剖学及び生理学	2	2	2
		「微生物学、免疫学、薬理概論」	2	2	2
		精神保健	2	2	2
	看護学(臨床実習及び救急処置を含む。)	10	10	10	
教育の基礎的理解に関する科目		イ 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ロ 教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校への対応を含む。)			
		ハ 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)			
		ニ 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 ホ ■特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解(1単位以上修得)	8	8	5
		ヘ 教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)			
		イ 道徳、特別活動及び総合的な学習の時間に関する内容 ロ 教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)			
道徳、総合的な学習の時間等及び生徒指導、教育相談等に関する科目		ハ 生徒指導の理論及び方法 ニ 教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)	6	6	3
		イ ■養護実習(学校インターンシップ(学校体験活動)を2単位まで含むことができる。)(5単位) ロ ■教職実践演習(2単位)			
	教育実践に関する科目	7	7	6	
大学が独自に設定する科目		31	7	4	
		80	56	42	

※「養護に関する科目」、「教職に関する科目」、「養護又は教職に関する科目」の3区分は廃止し、総単位数以外は全て省令において規定。

※「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等及び生徒指導、教育相談等に関する科目」においては、アクティブ・ラーニングの視点等を取り入れること。

【栄養教諭】

現 行

		各科目に含めることが必要な事項	専修	一種	二種
栄養に係る教育に関する科目	栄養教諭の役割及び職務内容に関する科目				
	幼児、児童及び生徒の栄養に係る課題に関する事項		4	4	2
	食生活に関する歴史的及び文化的事項並びに職に関する指導の方法に関する事項				
教職に関する科目	教職の意義等に関する科目	教職の意義及び教員の役割			
		教員の職務内容(研修、服務及び身分保障等を含む。)	2	2	2
		進路選択に資する各種の機会の提供等			
	教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想			
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。)	4	4	2
	教育課程に関する科目	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項			
		教育課程の意義及び編成の方法			
		道徳及び特別活動に関する内容	4	4	2
	生徒指導及び教育相談に関する科目	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)			
		生徒指導の理論及び方法			
栄養実習	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)	4	4	2	
	栄養実習	2	2	2	
教職実践演習	教職実践演習	2	2	2	
	栄養に係る教育又は教職に関する科目	24	0	0	
		46	22	14	

見 直 し (案)

■の事項は備考において単位数を設定

		各科目に含めることが必要な事項	専修	一種	二種
栄養に係る教育に関する科目	栄養教諭の役割及び職務内容に関する科目				
	幼児、児童及び生徒の栄養に係る課題に関する事項		4	4	2
	食生活に関する歴史的及び文化的事項並びに職に関する指導の方法に関する事項				
教育の基礎的理解に関する科目	イ 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想				
	ロ 教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校への対応を含む。)				
	ハ 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)		8	8	5
	ニ 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程				
道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	ホ ■特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解(1単元以上修得)				
	ヘ 教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)				
	イ 道徳、特別活動及び総合的な学習の時間に関する内容				
教育実践に関する科目	ロ 教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)		6	6	3
	ハ 生徒指導の理論及び方法				
大学が独自に設定する科目	ニ 教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)				
	イ ■栄養教育実習(2単位)		4	4	4
		ロ ■教職実践演習(2単位)			
大学が独自に設定する科目			24	0	0
			46	22	14

※「栄養に係る教育に関する科目」、「教職に関する科目」、「栄養に係る教育又は教職に関する科目」の3区分は廃止し、総単位数以外は全て省令において規定。

※「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目」においては、アクティブ・ラーニングの視点等を取り入れること。

「教育職員免許法施行規則及び免許状更新講習規則の一部を改正する省令の公布について」(29文科初第1113号平成29年11月17日 文部科学省初等中等教育局長通知)

3留意事項等

(1)教科に関する専門的事項と教科の指導法の連携の強化について

◎免許法及び免許法施行規則の改正の趣旨:

従来の教科に関する科目と教科の指導法の連携の強化



《各養成課程への期待》

教科に関する専門的事項と教科の指導法の連携を強化し

(幼稚園の場合は領域に関する専門的事項と保育内容の指導法の連携強化)

- ・両者を統合する科目を開設したり、
- ・教科に関する専門的事項を単独で開設したりする場合であつても、学校現場の教育内容を踏まえた授業を実施する等の取組が、

各養成課程の自主的な判断の下、行われること。

小学校、中学校、高等学校教諭免許状の「複合科目」及び幼稚園教諭免許状の「複合領域」の取扱い

「教科及び教科の指導法に関する科目」における複数の事項を合せた内容に係る授業科目として「**複合科目**」の開設が可能（幼稚園は「複合領域」）。

- （例） ・「教科に関する専門的事項」と「教科の指導法」を統合した授業科目
 ・教科の内容及び構成に関する授業科目
 ・「歴史総合」、「地理総合」、「公共」などの専門的事項を横断した授業科目 等

1. 小学校、中学校、高等学校教諭免許状の「複合科目」の取扱い

- ① 小学校、中学校、高等学校教諭免許状の「複合科目」を担当する**専任教員は、「教科に関する専門的事項」の専任教員数に含めることが可能。**
（教職課程認定基準3(4)、4-2(4)、4-3(5)i)、4-4(5)i)、4-9(4))
- ② **中学校及び高等学校教諭免許状の「複合科目」は、「各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)」と同様の基準により、複数の課程で共通開設が可能。** （教職課程認定基準4-8(3)、4-9(3))
- ③ ②により複数の課程で**共通開設する「複合科目」を担当する専任教員は、それぞれの課程の専任教員とすることが可能。**
（教職課程認定基準4-8(4)、4-9(4))

2. 幼稚園教諭免許状の「複合領域」の取扱い

幼稚園教諭免許状の「複合領域」を担当する**専任教員は、「領域に関する専門的事項」の専任教員数に含めることが可能。**
（教職課程認定基準4-1(3))

「教育職員免許法施行規則及び免許状更新講習規則の一部を改正する省令の公布について」(29文科初第1113号平成29年11月17日 文部科学省初等中等教育局長通知)

3留意事項等

(2)学校体験活動の実施方法について

◎ 免許法施行規則の改正により、**教育実習(養護実習)の単位の一部に学校体験活動の単位を含むことが可能**

「学生が長期間にわたり継続的に学校現場等で体験的な活動を行うことは、

- ・学校現場をより深く知ることができるとともに、
- ・自らの教員としての適格性を把握するための機会としても

有意義



《各養成課程への期待》

大学が独自に設定する科目や教職課程外の科目も含め、こうした機会を充実させること

【参考】「教育実習」の一部として実施する「学校体験活動」

- ① 「学校体験活動」は、「教育実習」の一部として実施するものであることから、「教育実習」に対応する授業科目と「学校体験活動」に対応する授業科目を別に開設する場合であっても、両者が相まって教育実習としての目標を達成することが必要。
- ② 「学校体験活動」として実施するプログラムや実施体制等について大学が学校と連携して構築していることが必要。
- ③ 「学校体験活動」は学校教育に関連する活動全般に対する支援や補助業務を中心とした活動であること、また、学生が学校の指示の下に行う活動であることが必要。

学校インターンシップの実施イメージ

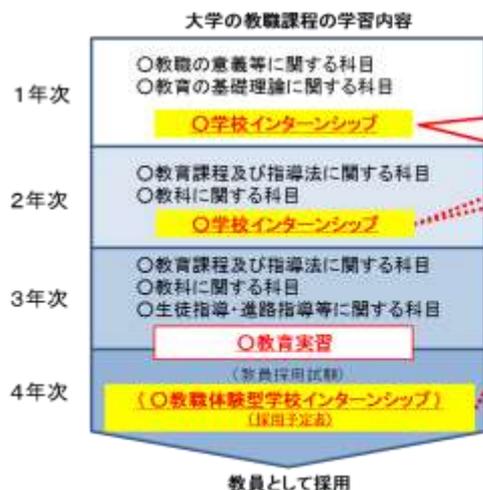
目的

教員を目指す学生に、学校の様子や教員の仕事についての理解を深めさせることを目的として、一定の期間にわたり、学生に授業や学校行事、部活動に関する支援や補助業務を行わせる活動。

メリット

教員を目指す学生に、理論と実践の往還により、教員として必要な実践力の基礎を身に付けさせるとともに、学生が、学校における様々な体験を通じて自らの教員としての適格性を把握させるための機会となる。また、学校にとっても、これらの学生を学校支援人材として活用できる。

< 具体的なイメージ(例) >



【パターン】

- インターンシップ時間560時間(=2単位)とした場合
- (例1) 通年型：毎週水曜日 × 2時間 × 30週
- (例2) 分割型：毎週水曜日 × 2時間 × 15週(1年次)
：毎週水曜日 × 1時間 × 15週(2年次)
：毎週金曜日 × 1時間 × 15週(4年次)
- 上記に加えて、30時間の自主的学修が必要
- ※ 各大学の判断により、様々な形態で実施
- ※ 実現可能性について、学校種別に詳細な検討が必要

【具体的な活動内容】

- 児童、生徒等の話し相手、遊び相手
- 授業補助
- 学校行事や部活動への参加
- 事務作業の補助
- 放課後児童クラブ、放課後教室、土曜授業の補助 等

【教育実習との相違】

	学校インターンシップ	教育実習
内容	学校における教育活動や学校行事、部活動、学校事務などの学校における活動全般について、支援や補助業務を行うことが中心	学校の教育活動について実際に教員としての職務の一部を実践させることが中心
実施期間	教育実習より長期間を想定(ただし、一日当たりの時間数は少ないことを想定)	4週間程度(高校の場合は2週間程度)
学校の役割	学生が行う支援、補助業務の指示(教育実習のように、学生に対する指導や評価は実施しない)	実習生への指導や評価表の作成(そのための指導教員を責任し、組織的な指導体制を構築)

※平成27年12月21日中央教育審議会答申より抜粋

※ なお、イメージ図において、教育実習については、学校の役割として「評価表の作成」を行うこととしており、大学は、これを踏まえ、大学の授業科目としての評価を行う。
一方で、学校インターンシップについては、大学の授業科目として評価を行うにあたって、学校が教育実習と同様な評価を行うことまでは必要ないが、大学が学校の協力を得るなどして、学生の活動状況を踏まえることは必要である。

「教育職員免許法施行規則及び免許状更新講習規則の一部を改正する省令の公布について」(29文科初第1113号平成29年11月17日 文部科学省初等中等教育局長通知)

3留意事項等

(3)幼稚園教諭の養成課程における小学校の内容の取扱いについて

◎ 免許法施行規則の改正により、幼稚園教諭の養成課程においては従来の小学校の教科に関する科目から、幼稚園教育要領に規定する領域に関する専門的事項について修得

幼稚園教諭が小学校教育についての理解を深めることは引き続き重要

《各養成課程への期待》

- ・教職課程コアカリキュラムが示すように、保育内容の指導法の科目の中で、小学校の教科等のつながりを理解することを内容に含めること。
- ・大学が独自に設定する科目等を活用するなどし、小学校教育の理解に資する内容が取り扱われること

教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令に関する留意事項④

「教育職員免許法施行規則及び免許状更新講習規則の一部を改正する省令の公布について」(29文科初第1113号平成29年11月17日 文部科学省初等中等教育局長通知)

3留意事項等

(4) 小学校教諭の養成課程における外国語の取扱いについて

◎ 免許法施行規則の改正により、小学校教諭の養成課程に外国語に関する専門的事項と指導法が位置付けられた

平成32年度より新学習指導要領が全面実施されるとともに、各学校の判断により平成30年度から先行して新小学校学習指導要領による教育課程の編成・実施が可能

《各養成課程への期待》

現に在籍する学生に対しても教員として採用される前に教職課程の内外を通して外国語の指導法等を学ぶ機会を設けること

教職課程コアカリキュラム<概要>

作成の背景・目的

- 大学における教員養成の下、学芸的側面が過度に強調されたり、担当教員の関心に基づいた授業が展開
- 学校現場の課題が複雑・多様化する中、教員養成課程において、実践的指導力や課題への対応力の修得が不可欠

○すべての大学の教職課程で共通的に修得すべき資質能力を明確化することで教員養成の全国的な水準を確保

教職課程における位置づけ

各大学においては、コアカリキュラム・地域のニーズ・大学の独自性等を踏まえて、体系的な教職課程を編成



※現行の「教職に関する科目」について作成。「教科に関する科目」についても今後順次整備。

活用方法

教員を養成する大学、教員を採用・研修する教育委員会等、教育制度を所管する文部科学省等の各関係者が認識を共有して取組を推進

【大学関係者】

- ・コアカリキュラムの内容を踏まえて教職課程を編成
- ・シラバスを作成する際や授業等を実施する際に、学生がコアカリキュラムの内容を修得できるよう授業を設計・実施

【採用者(教育委員会関係者、学校法人関係者)】

- ・コアカリキュラムの内容を踏まえた教員採用選考を実施

【国(文部科学省)】

- ・教職課程の審査・認定及び実地視察においてコアカリキュラムを活用

(1) 作成の背景

- 教職課程は、学芸と実践性の両面を兼ね備えていることが必要とされ、教員養成は常にこの二つの側面を融合することで高い水準の教員を養成することが求められてきた。
- しかし、この要請に応えることは簡単ではなく、従来、大学では学芸的側面が強調される傾向があり、そのことは、課題が複雑・多様化する教育現場から批判を受けてきた。一方、近時においては、教職課程のあり方、内容、方法について、大学側において反省的検討が進められる動向がある。
- こうした状況において、教職課程の質的水準に寄与するコアカリキュラム作成の必要性については、幾度となく提言や試案がなされており、平成27年の中央教育審議会答申を契機に「教職課程コアカリキュラムの在り方に関する検討会」が開催。

(2) 教職課程コアカリキュラム作成の目的

- 教職課程コアカリキュラムは、教育職員免許法及び同施行規則に基づき全国すべての大学の教職課程で共通的に修得すべき資質能力を示すもの。
- 各大学においては、教職課程コアカリキュラムの内容を学生に修得させたうえで、地域や学校現場のニーズ、大学の自主性や独自性を踏まえた教育内容を修得させるもの。

(3) 教職課程コアカリキュラムの作成方針・留意点

- 今回は、学校種や職種の共通性の高い、現行の「教職に関する科目」について作成することとし、現行の「教科に関する科目」についても、今後順次コアカリキュラムを整備。
- 教職課程の各事項について、当該事項を履修することによって学生が修得する資質能力を「全体目標」、全体目標を内容のまとめり毎に分化させた「一般目標」、学生が一般目標に到達するために達成すべき個々の規準を「到達目標」として表す。
- 目標は教職課程における教育内容について規定したものであって、目標の数が大学における授業科目の単位数や授業回数等を縛るものではないこと。

教職課程コアカリキュラム作成の背景と考え方②

(3) 教職課程コアカリキュラムの作成方針・留意点(つづき)

- 今後も必要に応じて教職課程コアカリキュラムの改訂を行っていく。
- 使命感や責任感、教育的愛情、総合的人間力、コミュニケーション能力等、教育職員免許法施行規則に規定する各事項に納まらない総合的な資質能力について、大学や教育委員会や学校法人等の関係者は、養成・採用・研修の各段階を通じて常に向上を図ること。

(4) 教職課程コアカリキュラムの活用について

(大学関係者)

- 教職課程を編成する際に、教職課程コアカリキュラムの内容等を踏まえるとともに、大学や担当教員による創意工夫を加え、体系性をもった教職課程になるよう留意すること。
- 教職課程の担当教員がシラバスを作成する際や授業等を実施する際に、学生が教職課程コアカリキュラムの内容を修得できるよう授業を設計・実施し、大学として責任をもって単位認定を行うこと。
- 教職課程を履修する学生に対して、早い段階から教員としての適性を見極める機会を提供したり、卒業時までには修得すべき資質能力について見通しをもって学べるよう指導を行うこと。

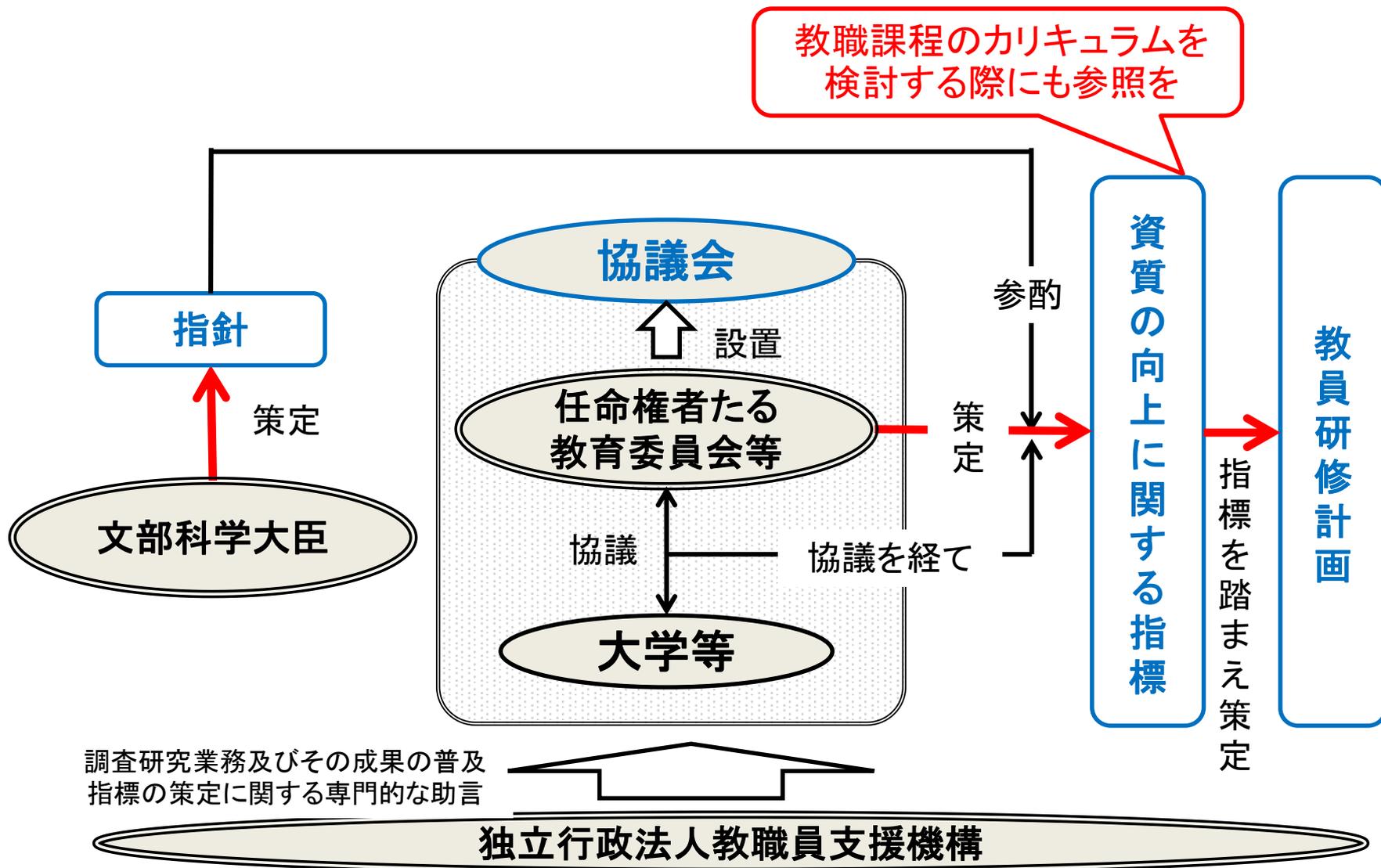
(採用者(教育委員会関係者、学校法人関係者))

- 教職課程コアカリキュラムの内容を踏まえた教員採用選考の実施や「校長及び教員としての資質能力の向上に関する指標」の検討を行うこと。

(国(文部科学省))

- 教職課程コアカリキュラムの内容や活用方法を広く周知すること。
- 教職課程の審査・認定及び実地視察において、教職課程コアカリキュラムを活用すること。

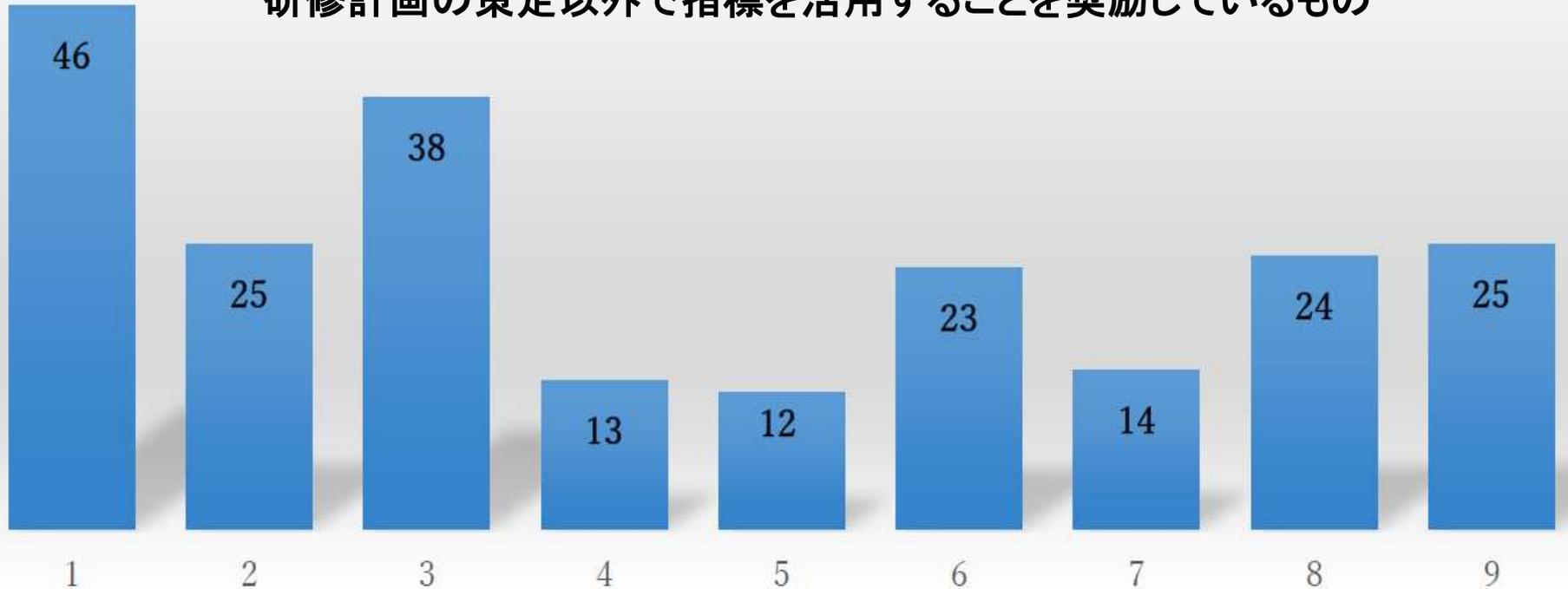
教育公務員特例法等の一部を改正する法律について（イメージ）



指標の活用

回答数:67自治体/67自治体中

研修計画の策定以外で指標を活用することを奨励しているもの



- | | |
|------------------------|------------------------------|
| 1 校内研修における指導主事等の指導・助言 | 6 教員採用における面接の観点等の検討 |
| 2 メンターが主導する若手研修 | 7 教員採用における模擬授業の観察視点の検討 |
| 3 教育委員会主催の教科別の研修 | 8 教育委員会(指導主事等)の学校視察における視察の観点 |
| 4 校長会が実施する研修会の内容検討 | 9 その他 |
| 5 副校長・教頭会が実施する研修会の内容検討 | |

教職員支援機構次世代教育推進センター「平成30年度 公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標策定に関するアンケート調査結果(第1回)」http://www.nits.go.jp/research/result/001/files/014_001.pdf (掲載日:平成30年9月28日)

課程認定後も、各大学において継続的な教職課程の質の保証・向上に向けた取り組みを。

「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～（答申）」(中央教育審議会 平成27年12月21日)

4. 改革の具体的な方向性

(3) 教員養成に関する改革の具体的な方向性

③ 教職課程の質の保証・向上

- ◆ 全学的に教職課程を統括する組織の設置について努力義務化する。
- ◆ 教職課程における自己点検・評価の実施を制度化する。
- ◆ 教職課程の第三者評価を支援・促進するための方策について検討する。
- ◆ 国，教育委員会，大学等は，教職課程の科目を担当する大学教員について，学校現場体験等の実践的内容や新たな教育課題に対応したFDなどを実施する。また，大学と教育委員会が連携し，人事上の工夫等により教職課程における実務家教員を育成，確保する。
- ◆ 大学は，教科に関する科目を担当する教員に対しFDなどの実施により教職課程の科目であることの意識付けを行い，各大学の自主的・主体的な判断の下「教科に関する科目」の中に「教科の内容及び構成」等の科目を設けて学校教育の教育内容を踏まえた授業を実施するなど，「教科に関する科目」と「教科の指導法」の連携を強化する。

新法と旧法の適用①

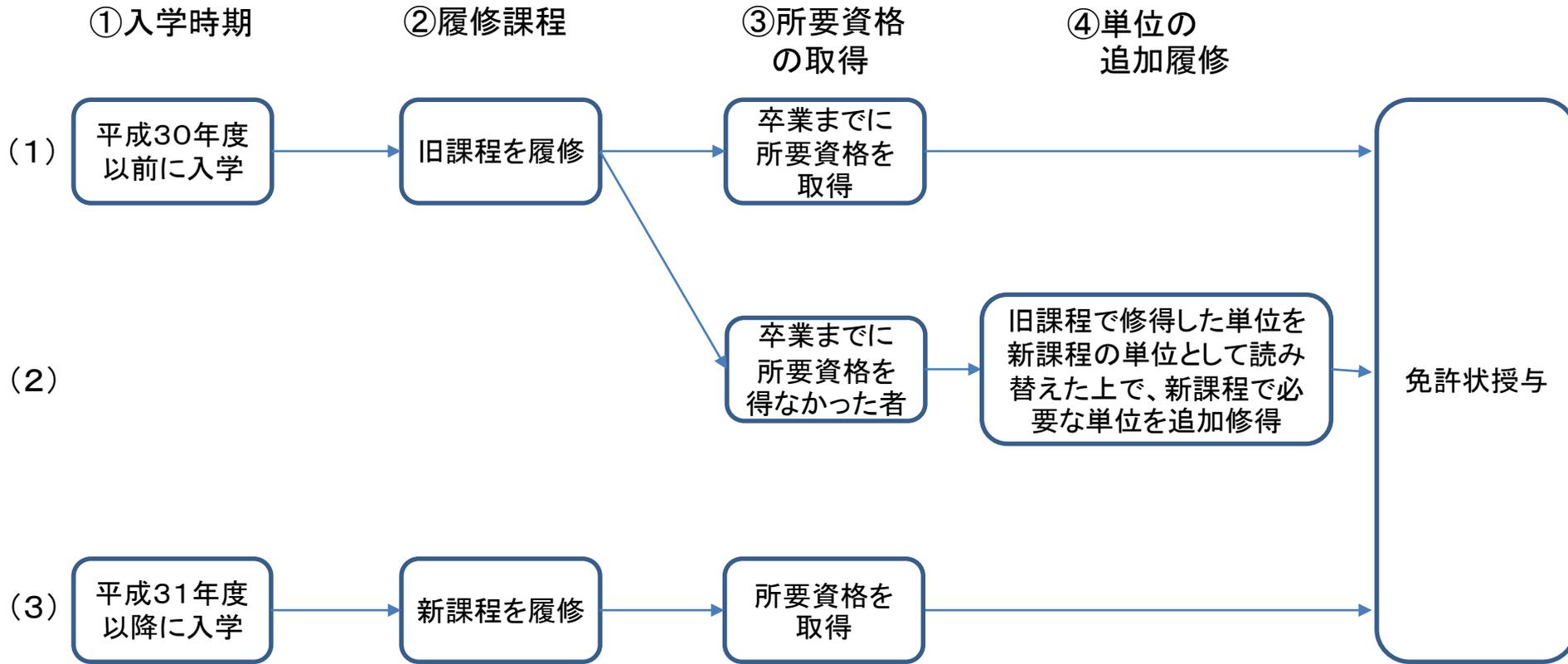
教育公務員特例法等の一部を改正する法律(改正法) 附則

(教育職員免許法の一部改正に伴う経過措置)

第五条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に大学又は第二条の規定による改正前の教育職員免許法(以下「旧免許法」という。)別表第一備考第三号の規定により文部科学大臣の指定を受けている教員養成機関、旧免許法第五条第一項の規定により文部科学大臣の指定を受けている養護教諭養成機関若しくは旧免許法別表第二の二備考第二号の規定により文部科学大臣の指定を受けている教員養成機関に在学している者についての免許状の授与の所要資格については、第三号施行日以後においても当該者がこれらを卒業するまでは、新免許法別表第一、別表第二及び別表第二の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第六条 第三号施行日前に大学又は旧免許法別表第一備考第三号の規定により文部科学大臣が指定した教員養成機関、旧免許法第五条第一項の規定により文部科学大臣が指定した養護教諭養成機関若しくは旧免許法別表第二の二備考第二号の規定により文部科学大臣が指定した教員養成機関に在学した者で、これらを卒業するまでに旧免許法別表第一、別表第二又は別表第二の二に規定するそれぞれの普通免許状に係る所要資格を得たもの(前条の規定によりなお従前の例によることとされる免許状の授与の所要資格を得た者を含む。)は、新免許法別表第一、別表第二又は別表第二の二に規定する当該普通免許状に係る所要資格を得たものとみなす。

新法と旧法の適用②



新法と旧法の適用③

- 平成31年4月1日までに教職課程を有する大学の学科等の学位課程又は科目等履修生としての身分を有し、平成31年4月1日以降も引き続き当該課程等の教職課程の科目を履修する者は、改正法附則第5条の施行の際現に大学に在学している者に該当する。
- 上記の者が、施行の際現に在籍している学位課程又は科目等履修生の学修を修了するまでに所要資格を得た場合には、改正法附則第5条の卒業までに所要資格を得た者に該当する。
- 免許状の授与の所要資格を得ないまま、在学している学位課程又は科目等履修生の学修を修了し又は退学等した者は、改正法附則第5条の卒業までに所要資格を得た者に該当しない。
(在学している課程等を修了、退学等した後に、間をおかずに別の課程に在学したか否かには関わらない。)
- 施行日の前に教職課程を有する大学の学科等の学位課程又は科目等履修生の身分を有し、その修了までに所要資格を得た者は、改正法附則第6条の大学に在学し、卒業までに所要資格を得た者に該当する。

※在学期間は学力に関する証明書の記載で確認する

新法と旧法の適用④

※この図はイメージを示したものであり、経過措置の取扱いは、法令及び質問回答集を参照。

施行日
平成31年
4月1日

施行日時点で
在学していた
課程の修了

施行日前に
在学していた者

施行日に現に
在学していた者

学位課程の修了
までに所要資格
を得た者

追加で履修して
所要資格を
得た者

学位課程の修了
までに所要資格
を得た者

科目等履修の修了
までに所要資格を
得た者

施行日時点で
在学していた
課程を修了後、
追加で履修して
所要資格を
得た者

施行日までに所要資格を
得ていない者

施行日以降に教職課程の
在学を始めた者

新課程と旧課程の科目の取扱い①

教育職員免許法施行規則及び免許状更新講習規則の一部を改正する省令の公布について(通知)(29文科初第1113号 平成29年11月17日 文部科学省初等中等教育局長通知)

- 旧課程において修得した教科に関する科目、養護に関する科目又は栄養に係る教育に関する科目の単位のうち、新課程を有する大学が適当であると認めるものは新課程において修得した領域に関する専門的事項、教科に関する専門的事項、養護に関する科目又は栄養に係る教育に関する科目の単位とみなすことができること。(附則第2項)
- 教職に関する科目 旧課程において修得した教職に関する科目又は教職に関する科目に準ずる科目の単位のうち、附則第3項の表に基づき新課程を有する大学が適当であると認めるものは新課程において修得した科目の単位とみなすことができること。(附則第3項)
- 旧課程において修得した教科又は教職に関する科目、養護又は教職に関する科目、栄養に係る教育又は教職に関する科目の単位のうち、新課程を有する大学が適当であると認めるものは新課程において修得した大学が独自に設定する科目の単位とみなすことができること。(附則第4項)

※経過措置としての性格に鑑み、この科目の読替えは、できる限り弾力的に行っていただきたい。

新課程と旧課程の科目の取扱い②

- 旧課程において修得した科目の単位をそれぞれ相当する新課程の科目の単位としてみなすことができる。
(新課程において修得した科目の単位を旧課程の科目の単位としてみなすことはできない。)
- 旧課程において修得した科目の単位をそれぞれ相当する新課程の科目の単位としてみなすことができるのは、新課程を有する大学である。
(新課程を有しない大学は、新課程の科目の単位とみなすことができない。)
- 新課程の科目と旧課程の科目を兼ねた科目(新旧いずれの課程においても免許状の取得のための科目と位置付けられている科目)を開設することができる。
(例)新課程で「道徳の理論及び指導法」という名称の科目を開設し、これと同一シラバス、同一教員、同一名称の科目を旧課程に開設し、新旧両課程いずれの科目としても使用することができる。
※この場合、施行前に開設していた道徳の指導法に関する科目は、新しい科目の開設前に廃止・名称変更等の所要の変更届を行う。

新課程と旧課程の科目の取扱い③

- 改正により最低修得単位数が定められた各教科の指導法については、新法により所要資格を得る場合には、所定の単位数の修得が必要となる。
- 改正により名称の一部に変更が生じた事項やカッコ書きが新たに追加された事項については、旧課程における当該事項を含めた科目の単位の修得をもって、新課程における当該事項を含む科目の単位の修得したものとみなすことができる。
- 改正により追加された事項である「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」「総合的な学習の時間の指導法」については、新法により所要資格を得る場合には、これらの事項を含む旧課程の科目の読替えを行うか、これらの事項を含む科目の追加履修が必要となる。

現 行

見 直 し の イ メ ー ジ

■の事項は備考において単位数を設定

		各科目に含めることが必要な事項			
		専修	一種	二種	
教科に関する科目		20	20	10	
教職に関する科目	教職の意義及び教員の役割				
	教員の職務内容(研修、服務及び身分保障等を含む。)	2	2	2	
	進路選択に資する各種の機会の提供等				
	教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想			
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。)	6	6	4
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項				
	教育課程及び指導法に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法			
		各教科の指導法			
		道徳の指導法(一種:2単位、二種:1単位)	12	12	4
		特別活動の指導法			
	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)			
		生徒指導の理論及び方法			
		教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)	4	4	4
進路指導の理論及び方法					
教育実習	5	5	5		
教職実践演習	2	2	2		
教科又は教職に関する科目	32	8	4		
		83	59	35	

		各科目に含めることが必要な事項			
		専修	一種	二種	
教科及び教科の指導法に関する科目		28	28	12	
教職に関する科目	イ 教科に関する専門的事項 ロ ■各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)(一定の単位数以上修得すること)				
	イ 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ロ 教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校への対応を含む。) ハ 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)				
	ニ 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 ホ ■特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解(1単位以上修得) ヘ 教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	10	10	6	
	イ ■道徳の理論及び指導法(一種:2単位、二種:1単位) ロ 総合的な学習の時間の指導法 ハ 特別活動の指導法 ニ 教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。) ホ 生徒指導の理論及び方法 ヘ 教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)				
	ト 進路指導(キャリア教育に関する基礎的な事項を含む。)	10	10	6	
	イ ■教育実習(学校インターンシップ(学校体験活動)を2単位まで含むことができる。)(5単位) ロ ■教職実践演習(2単位)	7	7	7	
	大学が独自に設定する科目	28	4	4	
			83	59	35

※「教科に関する科目」、「教職に関する科目」、「教科又は教職に関する科目」の3区分は廃止し、総単位数以外は全て省令において規定。

※「教科及び教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」においては、アクティブ・ラーニングの視点等を取り入れること。

※教育実習に学校インターンシップ(2単位)を含む場合には、他の学校種の免許状取得における教育実習の単位流用(3単位)を認めない。

領域に関する専門的事項の履修

教育職員免許法施行規則及び免許状更新講習規則の一部を改正する省令の公布について(通知)(29文科初第1113号 平成29年11月17日 文部科学省初等中等教育局長通知)

○平成31年4月1日より前に幼稚園教諭の課程として認定された課程については、平成34年度までに入学し引き続き在学する学生に対して、小学校の教科に関する専門的事項の単位を修得させることにより、領域に関する専門的事項の単位を修得させたものとみなすことができること。(附則第7項)

- 附則第7項の経過措置の対象となる者は、平成34年度までに入学し、引き続き在学する学生である。
(卒業までに所要資格を得たか否かには関係しない。)
- 領域及び保育内容の指導法に関する科目の単位の修得に関しては、
 - ・ 附則第7項により履修した小学校の教科に関する専門的事項、 又は
 - ・ 附則第2項により領域に関する専門的事項に読み替えた小学校の教科に関する科目の単位を領域に関する専門的事項の単位と合算することができる。
(これに対し、科目の開設に関しては、領域に関する専門的事項又は小学校の教科に関する専門的事項のいずれか一方で課程認定基準を満たす必要がある。)

認定講習等に関する取扱い

- 平成31年4月1日以降に別表第3～第8により免許状の授与申請を行う場合においては、改正法附則第5条及び第6条の適用がないため、新法により所要資格を満たす必要がある。
- 免許法認定講習、免許法認定公開講座の開設者等は、改正規則附則第5項に基づいて、これらの講習・講座等で修得した旧法下の単位を新法下の単位として読み替えることができる。
※経過措置としての性格に鑑み、この科目の読替えは、できる限り弾力的に行っていただきたい。
- 別表第3～第8により所要資格を得る場合には、「総合的な学習の時間の指導法」及び「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」については、必ず含む必要はない。

在外教育施設における教育実習に関する教育職員免許法施行規則の改正について

検討の背景

- ・経済社会のグローバル化の進展、2020年からの新学習指導要領における小学校外国語教育の早期化・教科化、増大する外国人児童生徒への対応等を踏まえ、教師自らのグローバル化が必要
- ・文部科学省では、平成29年8月に「トビタテ！教師プロジェクト」を立ち上げ、在外教育施設を活用した教師の戦略的な人材育成を推進

教育職員免許法施行規則の一部を改正することにより、文部科学大臣が、小学校、中学校又は高等学校と同等の教育課程を有するものとして認定した在外教育施設(※)における教育実習を可能とする(H31.4.1施行予定)

- ⇒各都道府県教育委員会派遣教師や現地採用教師との接触により様々な教授法や教育情報、グローバルな視点を学ぶことが可能
- ⇒イマージョン授業、日本語教育や日本式教育・日本文化発信、ICTの積極的活用など特色ある教育や指導法に触れることが可能
- ⇒在外教育施設には、海外での長期滞在や国際結婚家庭などの児童生徒が多く、国内の外国籍児童生徒対応に経験を活かすことが可能
- ⇒豊富な外国語活動や現地校との交流活動等により、グローバルな視点や考え方を身に付けることが可能

実施に当たっての方策

1. 指導・評価体制の確保

大学は、事前・事後の指導も含め、教育実習の全般にわたり、実習校と連携しながら、責任を持って指導に当たることとする。

①事前・事後指導

通常の教育実習の事前・事後指導で行われている取組に加えて、特に事前指導においては滞在先の国における生活、安全、文化等に関する基本的な知識を身に付けるとともに、海外の環境での教育実習に関する学生の意欲、適性、能力等を適切に確認するなど、在外教育施設における教育実習を行うために必要な指導の充実を図ること。

②実習中の大学による指導

学生の授業実践の観察や心身の状況の確認のため、訪問指導を行うことが望ましいが、訪問ができない場合でも、テレビ会議方式等により学生の状況の観察や学生との意見交換を行うこと。また、併せて、電話、メール等により必要な時に円滑に大学と学生との間でのコミュニケーションが行えるようにすること。

③学生の指導・評価に関する大学と実習校との間の連携体制

大学は、実習に先立ち、実習校との間で、実習期間中の活動内容、学生への指導及び評価の方法等について協議を行うこと。また、大学及び実習校の双方において、実習に責任を負う組織又は担当者定め、円滑な連絡が行われるようにすること。

2. 大学と実習校との間での協定の締結

実習の実施に当たっては、あらかじめ大学と実習校との間で協定を締結し、責任体制を明確にしておくこととする。

協定で明らかにしておくべきと考えられる事項

- ・目的 ・教育実習の対象となる学生 ・教育実習の時期及び期間
- ・学生に対する指導・評価の方法 ・連携体制の構築
- ・経費 ・滞在先等 ・安全確保 ・教育実習の中止 ・協定期間

3. 文部科学省による支援・助言等について

在外教育施設での教育実習を行うに当たっては、大学は実習校との間で締結した協定の内容をあらかじめ文部科学省に報告するとともに、教育実習実施計画書を提出することとする。

文部科学省においては、大学と実習校とのマッチングの支援を行うほか、必要に応じて協定の締結及び教育実習の実施に関する助言等を行う。

(※)文部科学大臣が、小学校、中学校又は高等学校と同等の教育課程を有するものとして認定した在外教育施設について

「在外教育施設の認定等に関する規程(平成3年文部科学省告示第114号)」に基づき認定されている在外教育施設。この認定を受けるには、①教育課程が原則として学習指導要領に定めるものであること、②教諭は原則として普通免許状を有すること、③学級編成は小学校等の設置基準に準ずること、④施設・設備は学校教育法施行規則に準ずることなどの基準が定められている。

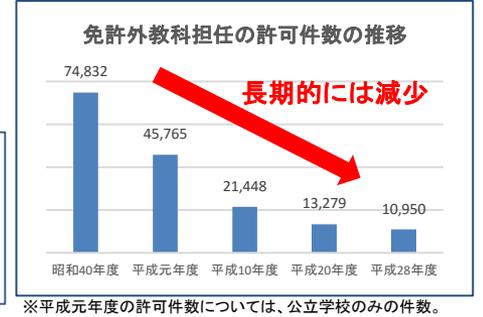
【概要】免許外教科担任制度の在り方に関する調査研究協力者会議報告書

免許外教科担任制度

- ある教科の免許状を保有する教師を採用できない場合に、1年以内の期間を限り、都道府県教育委員会の許可により、当該教科の免許状を有しない教師に当該教科の教授を担当させる制度
- 昭和20年代に免許状を有する教師が全国的に不足する中で導入されたが、現在は個別の事情により、やむをえず生ずる配置のニーズを適時に調整するために制度を利用
- 免許外教科担任の許可件数は長期的には減少
- 中学校では美術、技術、家庭、高等学校では情報や職業に関する教科を中心に、特に小規模校で制度を利用

許可件数の多い上位3教科

【中学校】	【高校】
家庭: 2181件	情報: 1248件
技術: 2146件	公民: 394件
美術: 938件	工業: 336件



対応の方向性

- 近年の教師の需給の動向や今後の人口減少に伴う小規模校増加の可能性等に鑑み、**免許外教科担任制度は存続**
- ただし、**同制度の利用を可能な限り縮小させる**ための取組を行う
- どうしても免許外教科担任が必要な場合には、**遠隔教育の利用など、担当教師への支援や研修を充実**

文部科学省の主な対応策

- 免許状取得要件の弾力化
複数教科の免許状の取得を促進するため、**免許状の取得要件を弾力化**
- 大学間の連携・協力による養成・研修体制の確保
教員採用数の少ない教科について、**大学間の連携・協力により教職課程を設置する仕組み**を検討
- 現職教員以外の多様な人材の活用
退職教員、民間の人材等が、適時・適切に教壇に立てるよう、**免許状更新講習の受講の弾力化や特別免許状・臨時免許状を積極的に活用**
- 免許外教科担任の授業の質の向上
・「遠隔教育の推進に向けたタスクフォース」がまとめた「遠隔教育の推進に向けた施策方針」に基づき、**遠隔システムの活用による免許外教科担任の授業の質の向上**を促進
・免許外教科を担当する教師の資質向上のため、**放送・通信・インターネットによる講習を開発**
- 運用指針の提示
免許外教科担任の運用指針を都道府県教育委員会に示し、**厳格な運用や担当教師への支援等を要請**

教育委員会に期待される役割

- 複数教科の免許状を有する者への**採用選考等における配慮**
- 免許状を保有する教員が少ない教科についての**計画的な免許法認定講習の開講**及び**現職の教員が受講しやすい環境の整備**
- 複数校兼務を行うに当たっての**兼務発令等の手続きの明確化、計画的・効果的な教員配置への支援**
- 免許外教科担任への**研修機会の充実**及び**支援体制の確保**
- 免許外教科担任の**許可の基準等の見直し**及びその**運用の徹底**

大学に期待される役割

- 複数免許状を取得しやすいようにすること**や**免許法認定講習の開講の協力**
- 近隣の大学との連携・協力などによる**採用数の少ない教科についての養成・研修機能の強化、効率化**

教育委員会と大学とが
双方の事情とニーズを
踏まえて養成、採用、研修等
について協力

①幼保連携型認定こども園における保育教諭の資格特例

②幼保連携型認定こども園における保育教諭の幼稚園免許状及び保育士資格取得の特例

概要

幼保連携型認定こども園で勤務する保育教諭については、幼稚園教諭免許状と保育士資格の併有が必要とされているが、子ども・子育て支援新制度の施行後5年に限り、いずれか一方の免許状・資格のみで保育教諭等となることができる特例を設けている。同時に、本来教育職員になることができない、教員免許状を有するが未更新の者であっても、保育士資格があれば保育教諭等となることができるよう、教育職員免許法の適用除外を定めている。

(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律附則第5条)

また、これにあわせて片方の免許状・資格を持ち、一定の勤務経験(3年かつ4,320時間)を有する者については、大学等で一定の単位を履修すること等によるもう一方の免許状・資格の取得に係る特例も設けている。

(教育職員免許法附則第19項、児童福祉法施行規則第6条の11の2第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準)

背景

新制度施行前の幼保連携型認定こども園については、教育又は保育に携わる職員に幼稚園教諭免許状と保育士資格の併有を求めていなかった。しかし、新制度の施行による新たな基準に基づく幼保連携型認定こども園(以下「新幼保連携型認定こども園」という。)では、教育・保育を一体的に提供する単一の施設として幼稚園教諭免許状と保育士資格を併有する保育教諭等を配置することとなった。

そこで、新制度への制度変更に伴う経過措置として、また幼稚園又は保育所等から幼保連携型認定こども園への円滑な移行に配慮するために、新制度施行後5年間に限って幼稚園教諭免許状又は保育士資格のいずれか一方のみしか有しない者でも保育教諭等となることができることとする経過措置を設けた。

さらに、これらの経過措置期間中に、保育士資格のみあるいは幼稚園教諭免許状のみを有して保育教諭等となった者が幼稚園教諭免許状もしくは保育士資格を無理なく取得できるよう、勤務経験及び単位の修得等に係る特例を設けた。

現
状
・
課
題

資格・免許の 保有状況	平成30年度		平成29年度		平成28年度	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
両方保有	90,647人	90.4%	73,126人	89.2%	54,088人	87.8%
どちらか一方のみ 保有	9,660人	9.6%	8,876人	10.8%	7,538人	12.2%
幼稚園教諭のみ	2,274人	2.3%	2,272人	2.8%	2,104人	3.4%
保育士のみ	7,386人	7.4%	6,604人	8.1%	5,434人	8.8%
総数	100,307人	100.0%	82,002人	100.0%	61,626人	100.0%

参考：幼保連携型認定こども園の施設数
H30.4.1現在：4,409施設
H29.4.1現在：3,618施設
H28.4.1現在：2,785施設

- 特例制度を活用し、幼稚園教諭免許状の授与がされた件数(平成25～28年度) 10,924件
- 特例制度を活用し、保育士試験に合格した者(平成26～29年度) 22,186人

いずれか一方の免許状・資格しか保有していない保育教諭等の現状は、平成28年度以降、その割合は減少しているものの、その人数は幼保連携型認定こども園の施設数の増加に伴い増加している。

また、保育の受け皿拡充が求められる中、あわせて保育人材も確保していくことが必要だが、免許状と資格双方を有する者の採用が難しいことなどが、課題とされているところである。

主
な
こ
意
見

- ・ いずれか片方の免許状・資格しか保有していない者の割合を考慮し、保育教諭の資格特例、免許状・資格の取得特例を延長するとともに、免許状・資格が取得しやすい環境整備、また免許状・資格の併有に対するインセンティブ付けなどを通じ、併有を誘導していく必要がある。
- ・ 免許更新講習の受講機会の拡大とともに、他の各種研修との相互乗り入れなどの検討も必要。
- ・ 片方の免許状・資格しか保有していない者の割合を考慮して、今後、幼保連携型認定こども園への移行を希望する施設が特例を活用できるよう、延長すべき。

主な
ご意見

- ・ 人材不足の中、特例の延長が必要
 - ・ 片方の免許状・資格取得者を採用せざるを得ない状況もあり、延長されなければ教育・保育の提供が困難になる。
 - ・ 職員採用時、幼稚園教諭免許状の未更新者が多数であり、経過措置が延長されなければ職員を採用できなくなってしまう。
 - ・ 片方の免許状・資格しか保有していない者は、資格特例が延長されないと幼保連携型認定こども園で就労できなくなってしまう。
 - ・ 待機児童が解消できない間は、職員が資格・免許状取得のために現場を離れることが難しい。
 - ・ 日常業務がある中で、免許状・資格取得や免許状の更新講習の受講は難しい。
- ・ 潜在保育士の活用の観点から経過措置を延長するとともに、免許状・資格を取得しやすい環境整備も必要。
- ・ 免許状・資格の取得機会や幼稚園教諭免許状の更新講習の受講機会が十分に提供されていない観点から、特例の延長が必要。

方向
性

幼保連携型認定こども園の施設数の増加に伴い、一方の免許状・資格しか保有していない者が一定数いること、また、一方の免許状・資格しか保有していない者の登用も必要となることから、「子育て安心プラン」における受け皿拡大の方向性も踏まえ、保育教諭等の資格特例及び教育職員免許法の適用除外並びに免許状・資格取得の特例を平成36年度末まで5年間延長することとしてはどうか(その際、幼稚園教諭免許状の授与手続きに係る期間も配慮する。)

総合教育政策局の新設(再編の概要)

総合的な教育改革を推進するための機能強化

※総合教育政策局に係る主要な再編のみを表示。

【現行】

【平成30年10月以降】

生涯学習政策局 (6課 1 参事官)

再編

総合教育政策局 (7課)

政策課
生涯学習推進課
情報教育課
社会教育課
青少年教育課
男女共同参画学習課
参事官(連携推進・地域政策)

学校における情報教育

初等中等教育局 (10課 1 参事官)

国際教育課
健康教育・食育課
教職員課
参事官(学校運営支援担当)

海外子女教育

外国人児童生徒

学校安全

全国学力・学習状況調査

コミュニティ・スクール

高等教育局 (8課 1 参事官)

大学振興課

教員養成

大学等と地域の連携

政策課
教育改革・国際課
調査企画課
教育人材政策課
生涯学習推進課
地域学習推進課
男女共同参画
共生社会学習・安全課

初等中等教育局(9課1参事官)

情報教育・外国語教育課
参事官(高校担当)

高等教育局 (8課 1 参事官)

※上記のほか、大臣官房に1参事官置く

免許状更新講習の開設についてお願い

平成21年度から開始された教員免許更新制においては、その時々で教員として必要な資質能力が保持されるよう、大学等で開講される30時間の免許状更新講習を受講することにより、最新の知識技能を身に付けることとされています。

免許状更新講習については、これまでも大学、教育委員会等の開設者に対し積極的な開設をお願いし、多くの機関に御協力いただいているところです。

しかしながら、現在、子ども・子育て支援新制度に伴い、幼保連携型認定こども園の保育教諭や幼保連携型認定こども園への移行可能性を踏まえた認可保育所の保育士の受講ニーズが増大しており、また、今年度には旧免許状所持者の受講対象年齢が広まるとともに、新免許状所持者の受講期間が本格的に始まることから、大幅な受講者数の増加が見込まれている（多いところで平成29年度の2倍以上）ため、全般的に講習数が不足することが予測されます。

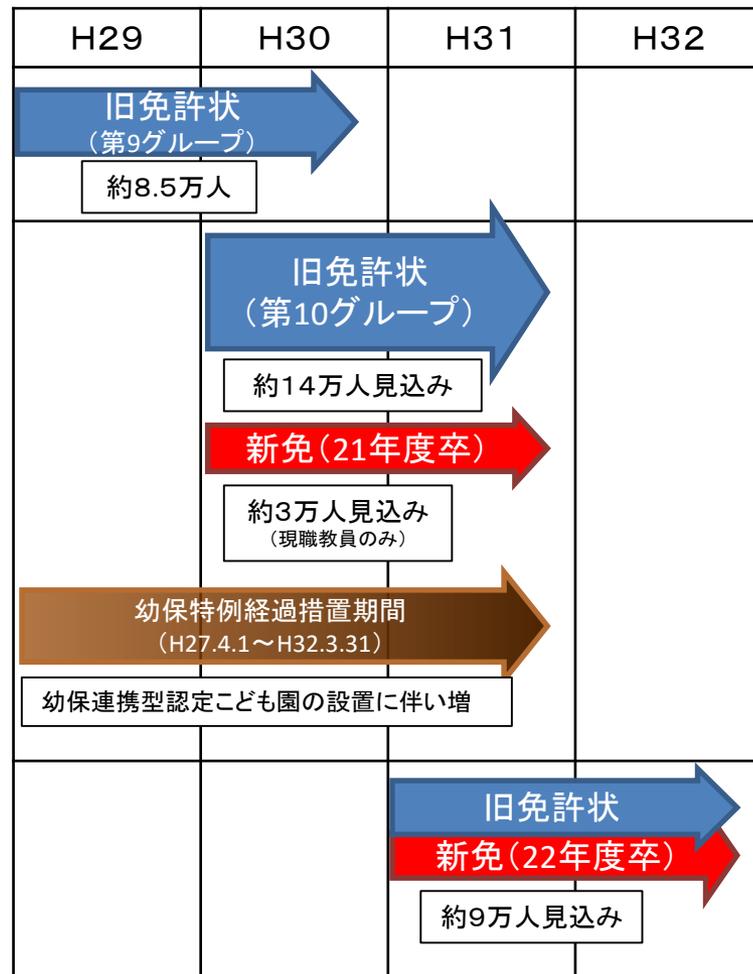
こうした状況に鑑み、今後も積極的な講習開設の御検討をお願いします。特に、幼稚園の教諭や保育教諭向けに内容を特化した講習（選択必修領域及び選択領域それぞれ）が不足していますので、開設を御検討願います（検討に際しては、適切な規模の開設に資するため、教育委員会等との連携・情報交換を行うことも考えられます）。

また、文部科学省では、全国各地域において免許状更新講習が十分に開設されるよう、講習開設者に対して、一定の要件（当該地域において開設数が少ない選択領域講習の開設（幼稚園教諭向けの講習等）等）を満たした場合に「教員講習開設事業費等補助金」により、講習の開設・開発に係る経費の一部を補助しています。当該補助金の申請にあたっては、下記ホームページを御確認の上、文部科学省に御相談ください。

平成30年度教員講習開設事業費等補助金について
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/008/hojo/1280785.htm

問い合わせ先 教育人材政策課 教員免許企画室更新係
 TEL : 03-5253-4111 (内線3572, 3573)
 E-mail : menkyo@mext.go.jp

○免許状更新講習の受講対象者数イメージ



現職教員の新たな免許状取得を促進する講習等開発事業

平成27年6月の学校教育法の改正により、小中一貫教育を実施することを目的とする義務教育学校が制度化され、複数の学校種を通貫した教育や、小学校高学年における専科指導の推進が期待されている。

また、平成29年6月に閣議決定された規制改革実施計画においては、免許外教科担任の縮小に向けた方策についての指摘がなされている。

これまででも、現職教員の新たな教員免許状取得を通じて、現職教員の資質向上が図られるよう、免許法認定講習と免許状更新講習との相互認定の活用なども求められている。

これらを踏まえ、免許法認定講習と免許状更新講習、あるいは研修制度との相互活用により、現職教員の研修環境の充実を進めるとともに、隣接校種等の新たな免許状取得を促進し、教員配置上の効率化を図る。さらに、大学と地方公共団体が連携して、免許外教科担任の縮小・解消を図る。

1. 免許外教科担任の縮小に必要な教科等に関する講習の開発・実施

現職教員が例外的に実施している免許外の教科担任を縮小・解消するため、教員免許状取得者の少ない校種・教科の免許状取得に係る講習を開発・実施する。

2. 小中学校免許状併有のための講習の開発・実施

小学校の現職教員に中学校免許状、又は中学校の現職教員に小学校免許状を取得させるための講習を開発・実施する。

3. 更新講習等にも活用可能な講習の開発・実施

免許状更新講習や現職教員研修等にも対応可能な免許法認定講習等を開発・実施する。

【本件担当】
文部科学省
総合教育政策局教育人材政策課
教員免許企画室更新係
TEL 03-5253-4111 (内線3572)
e-mail menkyo@mext.go.jp

免許外教科担任の許可件数（都道府県別）

都道府県名	中学校			高等学校			合計			対前年度増減	
	H26	H27	H28	H26	H27	H28	H26	H27	H28	増減数	増減率
1 北海道	1,228	1,082	1,009	254	252	274	1,482	1,334	1,283	-51	-3.8%
2 青森県	307	296	284	165	155	150	472	451	434	-17	-3.8%
3 岩手県	163	167	175	127	135	119	290	302	294	-8	-2.6%
4 宮城県	169	169	115	104	88	79	273	257	194	-63	-24.5%
5 秋田県	68	59	58	81	76	76	149	135	134	-1	-0.7%
6 山形県	113	137	122	83	89	82	196	226	204	-22	-9.7%
7 福島県	346	283	269	164	144	147	510	427	416	-11	-2.6%
8 茨城県	25	25	30	116	101	91	141	126	121	-5	-4.0%
9 栃木県	151	122	161	2	1	32	153	123	193	70	56.9%
10 群馬県	65	58	40	27	26	33	92	84	73	-11	-13.1%
11 埼玉県	0	0	1	3	2	3	3	2	4	2	100.0%
12 千葉県	358	383	385	93	85	94	451	468	479	11	2.4%
13 東京都	0	0	0	37	33	31	37	33	31	-2	-6.1%
14 神奈川県	144	149	141	205	173	180	349	322	321	-1	-0.3%
15 新潟県	158	148	132	155	161	162	313	309	294	-15	-4.9%
16 富山県	58	59	63	94	90	82	152	149	145	-4	-2.7%
17 石川県	78	77	77	175	169	191	253	246	268	22	8.9%
18 福井県	109	103	95	7	8	9	116	111	104	-7	-6.3%
19 山梨県	71	45	60	35	32	33	106	77	93	16	20.8%
20 長野県	61	60	52	260	239	197	321	299	249	-50	-16.7%
21 岐阜県	335	331	347	121	96	102	456	427	449	22	5.2%
22 静岡県	378	341	377	161	142	125	539	483	502	19	3.9%
23 愛知県	137	129	126	84	79	69	221	208	195	-13	-6.3%
24 三重県	77	68	77	69	58	66	146	126	143	17	13.5%
25 滋賀県	14	11	9	32	30	32	46	41	41	0	0.0%
26 京都府	54	57	50	10	11	8	64	68	58	-10	-14.7%
27 大阪府	134	112	112	28	28	24	162	140	136	-4	-2.9%
28 兵庫県	271	245	239	15	21	13	286	266	252	-14	-5.3%
29 奈良県	17	12	10	2	3	5	19	15	15	0	0.0%
30 和歌山県	260	269	252	118	107	129	378	376	381	5	1.3%
31 鳥取県	6	7	4	46	48	47	52	55	51	-4	-7.3%
32 島根県	28	29	35	46	44	44	74	73	79	6	8.2%
33 岡山県	20	17	12	14	17	16	34	34	28	-6	-17.6%
34 広島県	221	292	447	125	119	96	346	411	543	132	32.1%
35 山口県	147	175	171	161	153	194	308	328	365	37	11.3%
36 徳島県	218	213	217	88	91	91	306	304	308	4	1.3%
37 香川県	145	125	128	36	33	33	181	158	161	3	1.9%
38 愛媛県	163	142	133	55	49	46	218	191	179	-12	-6.3%
39 高知県	134	126	143	55	63	70	189	189	213	24	12.7%
40 福岡県	46	50	54	70	64	68	116	114	122	8	7.0%
41 佐賀県	2	2	5	29	28	26	31	30	31	1	3.3%
42 長崎県	100	94	115	85	83	86	185	177	201	24	13.6%
43 熊本県	172	165	159	42	38	41	214	203	200	-3	-1.5%
44 大分県	238	237	252	63	61	70	301	298	322	24	8.1%
45 宮崎県	164	210	202	23	46	75	187	256	277	21	8.2%
46 鹿児島県	96	90	69	19	16	15	115	106	84	-22	-20.8%
47 沖縄県	97	200	176	122	93	104	219	293	280	-13	-4.4%
合計	7,346	7,171	7,190	3,906	3,680	3,760	11,252	10,851	10,950	99	0.9%

上位5県

下位5県